平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化） 指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化） 指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化） 指標	実績値（単位）	事業費、人件費 事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト①＋②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等） 外部評価
07-02-01	都市計画課 計画調整担当 都市計画課長 小原　延之 都市計画策定事業	根拠法令等：□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政 策 的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：市全域、市民及び土地所有者、関係行政団体 手段・内容：都市計画審議会条例に基づき設置されている都市計画審議会にて、都市計画に関する諮問事項について審議して頂き、答申を頂く 意図：都市計画法に基づき、まちづくりに関する案件等の審議決定の結果、地域地区等の面積が増減する等、都市計画決定に向けた手続きを行う。	都市計画審議会付議件数（生産緑地の指定・解除／用途地域見直し／地区計画等）	平成26年度：27（件） 平成25年度：33（件） 平成24年度：23（件）	都市計画審議会に審議し、審査後に内容を決定した内容を都市計画図等に反映させる。	平成26年度：27（件） 平成25年度：33（件） 平成24年度：23（件）	都市計画審議会付議件数／都市計画決定数	平成26年度：100（％） 平成25年度：100（％） 平成24年度：100（％）	平成26年度：121 平成25年度：191 平成24年度：214	平成26年度：121 平成25年度：191 平成24年度：214	平成26年度：269 平成25年度：406 平成24年度：432	平成26年度：390 平成25年度：597 平成24年度：646	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性：3　効率性：5　達成度：4 評価：この審議会は、都市計画法第77条の２第１項の規定に基づき設置されている。さらに、「組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。」とされている。このため、事務の見直しについては難しいと考える。 方向性：都市計画法７７条の２第１項の規定により設置されているものであることから、今後も東久留米市都市計画案件について、ご審議いただき答申を頂く必要がある。	
07-02-02	都市計画課 計画調整担当 都市計画課長 小原　延之 都市計画図作成事業	根拠法令等：■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政 策 的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）■ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：市民、市域及び土地利用関係者 手段・内容：都市計画図の作成（１０，０００分の１） 意図：都市計画図は、市域における用途地域及び都市計画道路等の内容を示したものであるが、都市計画の変更等により適宜時点修正し都市計画に関する情報を提供する。	都市計画図販売・利用数	平成26年度：404（枚） 平成25年度：319（枚） 平成24年度：356（枚）	都市計画図作成数	平成26年度：500（枚） 平成25年度：500（枚） 平成24年度：500（枚）	都市計画図販売・利用数/都市計画図作成数	平成26年度：81（％） 平成25年度：64（％） 平成24年度：71（％）	平成26年度：567 平成25年度：552 平成24年度：552	平成26年度：567 平成25年度：552 平成24年度：552	平成26年度：245 平成25年度：253 平成24年度：247	平成26年度：812 平成25年度：805 平成24年度：799	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性：5　効率性：3　達成度：4 評価：平成２１年度に販売価格の引き上げを行い、これ以降利用数に大幅な変化がない。 方向性：利用者数に大幅な変化等がないことから販売価格及び作成数とも現状維持して行く。	
07-02-03	道路計画課 用地係 道路計画課長 小林　徹雄 国土利用計画法に係る届出受理及び確認事務	根拠法令等：□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 国土利用計画法、国土利用計画法施行令、国土利用計画法施行規則 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政 策 的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：一定面積以上の土地の取引を行う者。 手段・内容：国土利用計画法に基づく届出の受理及び内容確認をして、東京都へ提出する。 意図：良好な市街地環境を確保するため、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため。	土地の取引届出件数	平成26年度：3（件） 平成25年度：6（件） 平成24年度：8（件）	土地の取引届出件数	平成26年度：3（件） 平成25年度：6（件） 平成24年度：8（件）	土地の取引届出件数	平成26年度：3（件） 平成25年度：6（件） 平成24年度：8（件）	平成26年度：57 平成25年度：52 平成24年度：55	平成26年度：57 平成25年度：52 平成24年度：55	平成26年度：783 平成25年度：811 平成24年度：790	平成26年度：840 平成25年度：863 平成24年度：845	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性：1　効率性：3　達成度：2 評価：東京都「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、東京都から委託されている法定受託事務である。 方向性：国土利用計画法に基づいて、適正に事務を行っていく。	
07-02-04	都市計画課 計画調整担当 都市計画課長 小原　延之 都市計画証明事業	根拠法令等：■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法、事務手数料条例 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政 策 的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：用途証明・街路証明申請者・開発等事業者、市民等 手段・内容：申請に基づき、現場にて内容を確認の上、実測図上に用途地域の地区界や都市計画道路の線形に係る証明事項を作成していく。 意図：実測図上に地区境界線等を正確に示すことによって、そこに発生する建築行為に対し、地域地区の目標に沿うよう建築物の用途や形態等について、守るべき最低限のルールにより規制、誘導していく。	用途証明・街路証明申請件数	平成26年度：42（件） 平成25年度：71（件） 平成24年度：45（件）	用途証明・街路証明発行件数	平成26年度：42（件） 平成25年度：71（件） 平成24年度：45（件）	用途証明・街路証明発行件数	平成26年度：42（件） 平成25年度：71（件） 平成24年度：45（件）	平成26年度：0 平成25年度：0 平成24年度：0	平成26年度：2,397 平成25年度：4,200 平成24年度：2,592	平成26年度：2,397 平成25年度：4,200 平成24年度：2,592	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性：1　効率性：5　達成度：3 評価：都市計画証明は、都市計画道路などの都市施設の計画線や、用途地域の地区境界線の位置等、土地に関する都市計画の証明を行うもので、建築確認・許可申請の添付書類として、また、設計の際に建ぺい率・容積率の算出や建築物の構造を決める時に用いるものである。 方向性：都市計画証明事業は、上記のことから必要不可欠なものであり現状維持する必要がある。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

東久留米市

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト ①+②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価
07-02-05	都市計画課 住宅開発指導担当 都市計画課長 小原　延之 宅地開発指導事業	根拠法令等：■ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 （国）都市計画法、（市）東久留米市宅地開発等に関する条例 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：土地所有者 開発等事業者 手段・内容：申請図書類に基づく現地確認、及び宅地開発審査会を開催し、道路・清掃施設等の公共施設整備について、審議を経て市側の同意をする。 意図：ルール、計画に基づき土地利用をしてもらう。	宅地開発整備面積	平成26年度 4.4 (ha) 平成25年度 6.6 (ha) 平成24年度 10.2 (ha)	申請件数、同意件数	平成26年度 29 (件) 平成25年度 33 (件) 平成24年度 52 (件)	条例遵守率	平成26年度 100 (%) 平成25年度 100 (%) 平成24年度 100 (%)	平成26年度 92 平成25年度 68 平成24年度 99	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 92 平成25年度 68 平成24年度 99	平成26年度 11,742 平成25年度 12,168 平成24年度 11,848	平成26年度 11,834 平成25年度 12,236 平成24年度 11,947	前年度において示した方向性：現状維持 28年度以降方向性：現状維持 有効性 3 効率性 3 達成度 3 評価：都市計画法第１８条の２の規定により定める東久留米市の都市計画に関する基本的な方針等の実現を図るため、開発行為及び中高層建築物の建設等の施行に際し、公共施設及び公益的施設の整備、負担及び基準並びにその実施のための事務手続きについて必要な手続きを行い良好な住環境の形成及び快適な都市環境を備えた市街地の形成を図ることを目的としている。 方向性：宅地開発指導事業は、上記のことから必要不可欠なものであり現状維持する必要がある。	
07-02-06	都市計画課 計画調整担当 都市計画課長 小原　延之 生産緑地指定事業	根拠法令等：□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法、生産緑地法、生産緑地地区指定審査基準 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：生産緑地地区 手段・内容：・生産緑地法に基づく、生産緑地地区の指定及び解除事務。 ・生産緑地指定審査会の開催。 ・都市計画変更事務。 意図：都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、また、公共施設等の保留地とすることで良好な都市環境の形成に資するため。	生産緑地地区指定面積	平成26年度 151.25 (ha) 平成25年度 156.00 (ha) 平成24年度 158.02 (ha)	生産緑地地区の追加指定及び解除面積	平成26年度 ▲2.41 (ha) 平成25年度 ▲4.75 (ha) 平成24年度 ▲2.02 (ha)	生産緑地地区指定（保全）面積	平成26年度 148.84 (ha) 平成25年度 151.25 (ha) 平成24年度 156.00 (ha)	平成26年度 583 平成25年度 554 平成24年度 523	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 583 平成25年度 554 平成24年度 523	平成26年度 6,360 平成25年度 6,591 平成24年度 6,418	平成26年度 6,943 平成25年度 7,145 平成24年度 6,941	前年度において示した方向性：現状維持 28年度以降方向性：現状維持 有効性 3 効率性 3 達成度 3 評価：事業の内容は、生産緑地の指定及び解除が主なものとなっている。都市農地の保全のためには指定面積の維持が必要であるが、生産緑地指定解除による買取申出により生産緑地区域の減少が続いているが、相続などの関係から減少は避けられない状況がある。なお、生産緑地地区の指定に関する事務については、法令に基づき進めているが、各種運用基準等の見直しにより事務の簡素化が図れないか検討する必要がある。 方向性：生産緑地指定事業は、都市農地の保全のため現状維持する必要である。	
07-02-07	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 南沢地区地区計画策定事業	根拠法令等：■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 □ その他（　）	対象：南沢地区地区計画予定区域及び関係権利者 手段・内容：・都市計画法に基づく地区計画の決定 ・地区計画内容の近隣住民等への説明 意図：良好な市街地環境を確保するための地域の特性に応じた土地利用のルールを決める。	地区計画予定区域面積	平成26年度 11.1 (ha) 平成25年度 11.1 (ha) 平成24年度 11.1 (ha)	地区計画の決定区域	平成26年度 11.1 (ha) 平成25年度 11.1 (ha) 平成24年度 11.1 (ha)	地区整備計画を行った面積の割合	平成26年度 76 (%) 平成25年度 57 (%) 平成24年度 57 (%)	平成26年度 3 平成25年度 1,380 平成24年度 479	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 3 平成25年度 1,380 平成24年度 479	平成26年度 3,315 平成25年度 7,153 平成24年度 5,924	平成26年度 3,318 平成25年度 8,533 平成24年度 6,403	前年度において示した方向性：現状維持 28年度以降方向性：廃止(完了・統合含む) 有効性 5 効率性 5 達成度 5 評価：南沢五丁目地区地区計画の見直しについては、当該地区の土地利用の動向も考慮し、同18番の約4.8haは、具体的なまちづくりのルールの定めのない「方針地区」となっていたが、良好な住環境の形成に向け地区整備計画を定めるため、全ての土地所有者に参加を呼び掛け「南沢五丁目地区まちづくり懇談会」開催するなどの取組を進め、平成26年11月20日に都市計画決定を行った。 方向性：各地区の地区計画に関する土地所有者の意向を把握し「地区整備計画を定める地区」と引き続き「方針地区」とする変更原案を取りまとめたうえで、都市計画法の手続きを進め「東村山都市計画地区計画南沢五丁目地区地区計画（東久留米市決定）の変更」を決定したことから本事業は完了した。	
07-02-08	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 壁面後退支援事業	根拠法令等：■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 東久留米駅西口地区、東口地区及び東口第二地区壁面後退舗装整備事業補助金交付要綱 補助事業：■ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) ■ 政策的(改正実施年度24年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 東久留米駅西口地区、東口地区及び東口第二地区壁面後退舗装整備事業補助金交付要綱 □ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等 □ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 ■ その他（補助金） 近隣市状況：□ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 □ その他（　）	対象：事業主及び壁面後退部舗装整備箇所 手段・内容：地区計画制度により壁面後退を行った部分の舗装整備費用の補助及び都市計画税・固定資産税の減免措置を行う。 意図：駅前の魅力的な都市景観とふれあいと賑わいのある歩行者ネットワークの形成を図る。	壁面後退整備面積	平成26年度 0 (㎡) 平成25年度 16 (㎡) 平成24年度 105 (㎡)	壁面後退整備面積	平成26年度 0 (㎡) 平成25年度 16 (㎡) 平成24年度 105 (㎡)	壁面後退整備面積	平成26年度 0 (㎡) 平成25年度 16 (㎡) 平成24年度 105 (㎡)	平成26年度 0 平成25年度 509 平成24年度 3,479	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 平成25年度 平成24年度	平成26年度 0 平成25年度 509 平成24年度 3,479	平成26年度 62 平成25年度 254 平成24年度 287	平成26年度 62 平成25年度 763 平成24年度 3,766	前年度において示した方向性：現状維持 28年度以降方向性：現状維持 有効性 － 効率性 5 達成度 － 評価：都市計画道路沿道の土地利用の進展に伴い対象箇所は減少しているが、連続した歩行空間を確保するため、継続実施している。 なお、壁面後退により生み出された歩行空間の将来的な維持管理についての方策を検討する必要がある。 ※近隣市の実施なし 方向性：今後も土地利用の進展に伴い、対象箇所は減少しているものの、連続した歩行空間を確保するため継続実施する。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

東久留米市

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化） 指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化） 指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化） 指標	実績値（単位）	事業費、人件費 事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト①＋②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等） 外部評価
07-02-09	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 東京土地区画整理事業推進連盟参画事業	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 東京土地区画整理事業推進連盟要綱 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的（改正実施年度　年度）□ 政策的（改正実施年度　年度） □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　■ その他（負担金　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　□ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：東京都内の区市町	加入団体数	平成26年度 37（団体）	総会等への参加回数	平成26年度 2（回）	土地区画整理事業の整備面積	平成26年度 1,761,890（㎡）	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 5　達成度 4 評価：土地区画整理事業整備促進に係る要請活動を続けて行くとともに、構成市と情報交換等を行いながら事業の推進に反映していく。	
			手段・内容：総会及び幹事会への参加、推進連盟への負担金の支払		平成25年度 37（団体）		平成25年度 3（回）		平成25年度 1,761,890（㎡）	5				5	5	33	38		
			意図：都内の土地区画整理事業における弊害や課題などの調査研究を通じ、市の土地区画整理事業の推進に反映していく。		平成24年度 37（団体）		平成24年度 4（回）		平成24年度 1,761,890（㎡）	5				5	5	49	54	方向性：今後も土地区画整理事業整備促進に係る要請活動を継続し、構成市との情報交換を図っていく。	
07-02-10	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 地区計画区域内の行為審査事業	根拠法令等：□ 自主的　■ 義務的　□ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的（改正実施年度　年度）□ 政策的（改正実施年度　年度） □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：地区計画区域内の地区整備計画が定められた区域内の行為者	行為の届出数	平成26年度 27（件）	適合通知数	平成26年度 27（件）	検査済証数	平成26年度 29（件）	平成26年度 0	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 1,354	平成26年度 1,354	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 2　効率性 1　達成度 2 評価：都市再生機構による団地の建替え再編に伴い地区計画区域面積は拡大し、また、再編に伴う余剰地は民間による住宅開発が進められたため、届出件数は増加傾向にあったが、住宅開発が一段落したことにより届出件数は安定化傾向にある。	
			手段・内容：行為の届出に対し、地区整備計画に照らし審査を行い、整備完了後、検査を行う。		平成25年度 15（件）		平成25年度 15（件）		平成25年度 36（件）	平成25年度 0	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度 1,116	平成25年度 1,116		
			意図：良好な市街地環境を確保するため、地区計画に沿った土地利用へ誘導する。		平成24年度 90（件）		平成24年度 90（件）		平成24年度 53（件）	平成24年度 0	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度 2,962	平成24年度 2,962	方向性：都市的土地土地利用と良好な住環境形成への誘導のため地区計画区域内の行為審査事業を継続していく。	
07-02-11	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 住宅市街地総合整備事業	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 住宅市街地総合整備事業制度要綱 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的（改正実施年度　年度）□ 政策的（改正実施年度　年度） □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：ひばりが丘団地、東久留米団地	良好な住宅地として建設される面積（ひばりヶ丘団地＋東久留米団地）	平成26年度 39.8（ha）	「大規模団地建替」事業認可の申請済件数	平成26年度 2（件）	事業区域整備率 ひばりヶ丘団地＋東久留米団地の実施戸数／計画戸数	平成26年度 39（％）	平成26年度 0	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 979	平成26年度 979	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 3　達成度 3 評価：本事業は、都市再生機構並びに国及び東京都等関係機関との調整により進められる事業である。事業費補助は、都市再生機構整備事業については、国より直接再生機構に補助が行われている。なお、都市再生機構によりひばりが丘地区にて道路整備が進められている（平成27年度完成予定）が、市の直接事業はない。	
			手段・内容：「大規模団地の建替」を契機として、目標とする住宅市街地を示した事業の推進を図る。		平成25年度 39.8（ha）		平成25年度 2（件）		平成25年度 39（％）	平成25年度 0	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度 951	平成25年度 951		
			意図：良質な郊外住宅とともに地区内の施設整備（道路・公園等）が総合的に進められ快適で災害に強い安全な住環境をつくる。		平成24年度 39.8（ha）		平成24年度 2（件）		平成24年度 39（％）	平成24年度 0	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度 987	平成24年度 987	方向性：東久留米団地地区は、地区内の市道の拡幅整備も本事業に位置付けられているが、上の原地域の活性化方針や土地利用構想が示されており、この方針等を踏まえ、事業の見直しを図っていく。	
07-02-12	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 都営住宅建替に関する事務	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的（改正実施年度　年度）□ 政策的（改正実施年度　年度） □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　□ 西東京市　□ その他（　）	対象：建替都営住宅（南町一丁目第二アパート、南町一丁目アパート、八幡町第１・第２アパート）	整備面積	平成26年度 6.0（ha）	都との協議回数	平成26年度 3（回）	要請した実施した項目／要請した項目	平成26年度 100（％）	平成26年度 0	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 98	平成26年度 98	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 5　達成度 4 評価：平成22年度に昭和40年代の建替え事業の協定を締結した。南町一丁目アパートについては、平成23年度に具体的な協議を進め個別協定を締結し、平成28年度完成目途に建替え事業が進められている。なお、八幡町アパートの建替え事業については、都の計画に合わせ今後協議を行うことになる。	
			手段・内容：周辺環境に配慮した建替を都に要請する。		平成25年度 6.0（ha）		平成25年度 3（回）		平成25年度 100（％）	平成25年度 0	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度 457	平成25年度 457		
			意図：湧水や周辺環境に配慮した建替をしてもらう。		平成24年度 6.0（ha）		平成24年度 3（回）		平成24年度 100（％）	平成24年度 0	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度 789	平成24年度 789	方向性：南町一丁目アパートについては、平成28年度完成目途に建替え事業が進められている。なお、八幡町アパートの建替え事業については、都の計画に合わせ今後協議を行う必要がある。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト ①+②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価
07-02-13	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 機構住宅建替に関する事務	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 東久留米団地建替事業に関する基本協定、ひばりが丘団地建替事業に関する基本協定 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：建替機構住宅（ひばりが丘団地、東久留米団地） 手段・内容：協定の位置付けにより市及び居住者の要望等が建替えに反映するように取り組み、環境と調和した地域に住めるよう協議を行っていく。 意図：環境に配慮した建替をしてもらう	整備面積（ひばりが丘団地、東久留米団地）	平成26年度 36.2（ha）	機構との協議回数	平成26年度 20（回）	要請した項目／実施した項目	平成26年度 100（%）	平成26年度 0	平成26年度 734	平成26年度 734	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：廃止(完了・統合含む) 有効性 3　効率性 3　達成度 3 評価：：東久留米市内の都市再生機構賃貸住宅建設事業は、平成22年度で完了しており、基盤整備及び余剰地の土地活用について協議を行っている。	
					平成25年度 36.2（ha）		平成25年度 20（回）		平成25年度 100（%）	平成25年度 0	平成25年度 761	平成25年度 761		
					平成24年度 36.2（ha）		平成24年度 20（回）		平成24年度 100（%）	平成24年度 0	平成24年度 1,481	平成24年度 1,481	方向性：基盤整備及び余剰地の土地活用が完了次第廃止となる。	
07-02-14	都市計画課 住宅開発指導担当 都市計画課長 小原　延之 マンション建て替え円滑化法に基づく相談事業	根拠法令等：□ 自主的　■ 義務的　□ 努力義務的 （国）マンションの建替えの円滑化等に関する法律 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：老朽化している市内のマンション 手段・内容：マンション建て替え円滑化法を正しく理解してもらうため、リーフレットの配布などＰＲを行う。 意図：マンション建て替えに関する悩みの解消を図る	老朽化している（築年1981年以前の旧耐震に該当）市内のマンション棟数	平成26年度 100（棟）	相談を仲介した回数	平成26年度 0（回）	相談から建て替えに至った棟数	平成26年度 0（棟）	平成26年度 0	平成26年度 123	平成26年度 123	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 －　効率性 3　達成度 － 評価：市民からのマンション建替え相談があった場合に支援等も含め都へ取次ぐ事務となるが実質的に改善の余地は少ない	
					平成25年度 100（棟）		平成25年度 0（回）		平成25年度 0（棟）	平成25年度 0	平成25年度 127	平成25年度 127		
					平成24年度 100（棟）		平成24年度 0（回）		平成24年度 0（棟）	平成24年度 0	平成24年度 123	平成24年度 123	方向性：今後も相談等については、引き続き支援等も含め都へ取り次ぐことになる。	
07-02-15	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 上の原地区土地利用計画策定事業	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　■ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　□ 西東京市　□ その他（　）	対象：上の原地域の計画策定区域及び関係権利者 手段・内容：関係権利者等との協議調整 意図：現行の土地利用計画（地区計画等）を見直すことにより、市の活性化につながる土地利用を誘導する。	土地利用計画策定区域面積	平成26年度 18.0（ha）	関係権利者等との協議調整回数	平成26年度 30（回）	土地利用計画策定区域面積	平成26年度 0（ha）	平成26年度 10	平成26年度 3,951	平成26年度 3,961	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 －　効率性 5　達成度 － 評価：上の原地区土地利用計画（地区計画、用途地域の見直し等）については、都市的土地利用と良好な住環境への誘導を考え方の基本として、都市計画法や東久留米市長期総合計画、都市計画マスタープランなどの上位計画等との整合を図り、企画経営室で進めている企業等の誘導に資する上の原地区土地利用構想を具現化するため、地区計画制度の活用や用途地域の見直しなどついて検討し、土地利用計画の取りまとめに向けた取組を進めている。	
					平成25年度 18.0（ha）		平成25年度 20（回）		平成25年度 0（ha）	平成25年度 5,003	平成25年度 3,676	平成25年度 8,679		
					平成24年度 18.0（ha）		平成24年度 15（回）		平成24年度 0（ha）	平成24年度 0	平成24年度 1,974	平成24年度 1,974	方向性：平成27年度は、土地利用構想・整備計画を受けて具体的な土地利用計画を取りまとめ、地区計画等の都市計画の決定に向けた取組を行っていく。	
07-02-16	都市計画課 計画調整担当 都市計画課長 小原　延之 屋外広告物許可申請等に関する事務	根拠法令等：□ 自主的　■ 義務的　□ 努力義務的 （国）屋外広告物法、（都）屋外広告物条例、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：広告主 手段・内容：東京都条例に基づく 意図：・良好な景観の形成 ・公衆に対する危害防止	市内全域（面積）	平成26年度 1,292（ha）	新規・継続申請件数（都・市）	平成26年度 215（件）	申請手数料	平成26年度 5,025（千円）	平成26年度 5	平成26年度 5	平成26年度 6,360	平成26年度 6,365	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 5　効率性 4　達成度 4 評価：東京都屋外広告物条例及び施行規則による事業であるため、事業の廃止はできない。市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により東京都から委任され、委託料として財源充当されている	
					平成25年度 1,292（ha）		平成25年度 150（件）		平成25年度 2,997（千円）	平成25年度 0	平成25年度 6,976	平成25年度 6,976		
					平成24年度 1,292（ha）		平成24年度 169（件）		平成24年度 1,648（千円）	平成24年度 0	平成24年度 6,477	平成24年度 6,477	方向性：今後も東京都屋外広告物条例及び施行規則により事務を進めていく。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト ①+②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価
07-02-17	環境政策課 緑と公園係 環境政策課長 荒島　久人 子供の広場整備事業	根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的 （市）児童遊園条例、（市）子どもの広場管理運営要綱、（市）環境基本計画、（市）緑の基本計画 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）■ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：広場を利用する子供（児童）、保護者、広場の土地所有者 手段・内容：市内32箇所に「子どもの広場」を確保するために、地権者に賃借料を支払い（19ヵ所）又は公租公課を免除（5箇所）し賃貸契約を結ぶ。（他は公有地） 意図：子どもの遊び場の確保。	児童数（18歳未満）※当該年の1月1日	平成26年度 17,986（人） 平成25年度 18,024（人） 平成24年度 17,990（人）	広場数（遊園含む）	平成26年度 32（件） 平成25年度 33（件） 平成24年度 33（件）	広場等の整備面積／児童数	平成26年度 2（㎡/人） 平成25年度 2（㎡/人） 平成24年度 2（㎡/人）	平成26年度 38,908 平成25年度 39,602 平成24年度 41,584	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 38,908 平成25年度 39,602 平成24年度 41,584	平成26年度 5,907 平成25年度 4,591 平成24年度 4,096	平成26年度 44,815 平成25年度 44,193 平成24年度 45,680	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 3　達成度 3 評価：事業として継続することと、コストの削減を両立させることは難しい。また、施設設備の老朽化や、樹木の高木化が進んでいることも1つの課題である。 ※「近隣市状況」は、類似の事業がある市にチェック 方向性：今後の方針としては、現状の外部委託等を踏まえ、更なる管理方法の効率化を検討していく。	平成27年度外部評価対象事業「子供の広場整備事業」
07-02-18	環境政策課 緑と公園係 環境政策課長 荒島　久人 公園整備事業	根拠法令等：□ 自主的　□ 義務的　■ 努力義務的 （国）都市公園法、（市）都市公園条例、（市）環境基本計画、（市）緑の基本計画 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：市民 都市公園区域 手段・内容：市内1箇所の公園（神山堂阪公園）で用地を確保するために、地権者に賃借料を支払い、賃貸契約を結ぶ。また、公有地として確保する必要な用地の買収を行う。 意図：市民の公園として利用しやすくする。	市民数※当該年の1月1日	平成26年度 116,494（人） 平成25年度 116,417（人） 平成24年度 115,840（人）	契約件数	平成26年度 1（件） 平成25年度 1（件） 平成24年度 1（件）	市民一人あたりの公園・緑地等の整備面積	平成26年度 3（㎡/人） 平成25年度 3（㎡/人） 平成24年度 3（㎡/人）	平成26年度 535 平成25年度 3,454 平成24年度 44,360	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 535 平成25年度 2,003 平成24年度 44,360	平成26年度 4,922 平成25年度 3,826 平成24年度 2,730	平成26年度 5,457 平成25年度 7,280 平成24年度 47,090	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 5　達成度 4 評価：都市公園等の環境を確保するために地権者のご理解のもとに実施しており、現状では土地借り上げにより対応しているが、相続等により地権者からの買取要求があった場合には、対応する必要が出てくる。平成23・24年度は竹林公園用地の一部の買収を行い、平成25年度に整備工事を行った。平成26年度は上の原土地利用構想に伴う神山堂阪公園の都市計画変更に関する事務を行い、その分の人件費が発生した。 方向性：平成27年度に緑地保全計画を策定し、保全価値の高い雑木林等を抽出する。このうち適したものは公園として整備していく。	
07-02-19	環境政策課 緑と公園係 環境政策課長 荒島　久人 公園維持管理事業	根拠法令等：□ 自主的　□ 義務的　■ 努力義務的 （国）都市公園法、（市）都市公園条例、（市）環境基本計画、（市）緑の基本計画 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　■ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：公園 公園利用者 手段・内容：年間を通じた清掃・草刈・樹木剪定・消毒等。公園遊具の点検・補修 意図：安全で安心して利用できる公園に管理していく。	市民数※当該年の1月1日	平成26年度 116,494（人） 平成25年度 116,417（人） 平成24年度 115,840（人）	公園・緑地の維持管理数	平成26年度 133（箇所） 平成25年度 131（箇所） 平成24年度 126（箇所）	事故件数	平成26年度 0（件） 平成25年度 0（件） 平成24年度 0（件）	平成26年度 46,677 平成25年度 40,094 平成24年度 38,483	平成26年度 2,200	平成26年度	平成26年度	平成26年度 3,655	平成26年度 40,822 平成25年度 40,094 平成24年度 38,483	平成26年度 9,844 平成25年度 7,651 平成24年度 6,826	平成26年度 56,521 平成25年度 47,745 平成24年度 45,309	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 －　効率性 2　達成度 － 評価：事務事業の殆どがアウトソーシングであり、成果を落とさずコスト削減は難しい。施設設備の老朽化や、樹木の高木化が進んでいることも1つの課題であり、平成26年度と27年度の二か年で、「公園施設長寿命化計画」を策定する。 方向性：「公園施設長寿命化計画」に基づき、平成28年度から37年度までの期間に公園施設の更新を行っていく。神山堂阪公園は平成28年度に、白山公園は平成30年度に集中して作業を実施する計画である。	
07-02-20	都市計画課 住宅開発指導担当 都市計画課長 小原　延之 墓地等の経営許可等に関する事務	根拠法令等：□ 自主的　■ 義務的　□ 努力義務的 （国）墓地埋葬等に関する法律 （市）東久留米市墓地等の経営の許可等に関する条例 補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）　□ 国・都連携　□ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　）	対象：市内において、墓地等の経営の許可を求める宗教法人 手段・内容：申請に基づき、許可条件を満たしている宗教法人であるかを書類審査し、許可通知書を発行する。 意図：墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関し必要な事項を定め、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与すること。	墓地等の施設数	平成26年度 97（施設） 平成25年度 98（施設） 平成24年度 98（施設）	許可（経営・変更・廃止）数	平成26年度 1（件） 平成25年度 0（件） 平成24年度 1（件）	条例に基づき許可等をした割合	平成26年度 100（％） 平成25年度 0（％） 平成24年度 100（％）	平成26年度 0 平成25年度 0 平成24年度 0	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度 49 平成25年度 51 平成24年度 49	平成26年度 49 平成25年度 51 平成24年度 49	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 －　効率性 3　達成度 － 評価：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成２４年４月１日から許可権限が市に移譲されたため、条例を整備したもので、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関し必要な事項を定め、墓地等の経営の適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的としていることから、必要不可欠な事務である。 方向性：今後も公衆衛生その他公共の福祉の確保に寄与することを目的とし事業を進めていく。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

政策名	住みやすさを感じるまち	施策番号・名	07	生活の快適性を支えるまちづくり	基本事業番号・名	07-02	都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導

事務事業番号	所管課係名 所管課長名 事務事業名	事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況）	事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費、人件費 事業費（実績額）①（千円）	左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国	都	その他	一般財源 特定財源に伴う一般財源	一般財源	人件費（理論値）②（千円）	トータルコスト ①+②（千円）	所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性）	全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価
07-02-21	道路計画課 道路交通計画係 道路計画課長 小林　徹雄 都市計画施設、区域内等の建築許可事務	根拠法令等：□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　）	対象：都市計画施設等の区域内に建築を行う建築主等。 手段・内容：申請に基づき、法定の建築許可条件を満たしている建築物であるかを書類審査し、許可通知書を発行する。 意図：都市計画施設予定地に、除却困難な建築物を建築させないことにより、将来の都市計画事業の円滑な実施を図る。	申請件数	平成26年度 24（件） 平成25年度 12（件） 平成24年度 21（件）	許可件数	平成26年度 24（件） 平成25年度 12（件） 平成24年度 21（件）	法令に基づき許可した割合	平成26年度 100（%） 平成25年度 100（%） 平成24年度 100（%）	平成26年度 0 平成25年度 0 平成24年度 0						685 355 605	685 355 605	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 3　効率性 1　達成度 2 評価：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年4月1日から許可権限が市に移譲されたものである。都市計画施設内の暫定的な土地利用を図るために必要な事業である。また、都市計画事業の支障となる建築物の建築を制限することにより、事業の円滑な執行を図る目的がある。 方向性：法定の事務であるとともに、都市計画施設内の暫定的な土地利用を図るためにも、引き続き事務を進めていく。	
07-02-22	都市計画課 土地利用計画担当 都市計画課長 小原　延之 東３・４・５号線沿道地区計画策定事業	根拠法令等：■ 自主的 □ 義務的 □ 努力義務的 都市計画法 補助事業：□ 該当 □ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度) □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 給付事業：□ 該当 □ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　） 要綱等　□ 特財の廃止（予定含） 事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　） 近隣市状況：□ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 □ その他（　）	対象：東3･4･5号線沿道区域及び関係権利者 手段・内容：・都市計画法に基づく地区計画の決定と用途地域の見直しを行っていく。 ・都市計画道路沿道に地区計画を定めるとともに、用途地域の見直しを行うため関係権利者への説明。 意図：都市計画道路沿道にふさわしい良好な市街地環境を形成するため、関係権利者の理解を得ながら地域の特性に応じた土地利用のルールの策定及び用途地域の変更を行う。	地区計画予定区域面積	平成26年度 2.1（ha） 平成25年度 2.1（ha） 平成24年度 —（　）	地区計画の決定区域	平成26年度 0.0（ha） 平成25年度 0.0（ha） 平成24年度 —（　）	地区整備計画を行った面積の割合	平成26年度 0（%） 平成25年度 0（%） 平成24年度 —（　）	平成26年度 2,492 平成25年度 0 平成24年度					平成26年度 2,492 平成25年度 0	3,209 1,141	5,701 1,141	前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持 有効性 －　効率性 1　達成度 － 評価：本事業は、柳窪地区の都市計画道路東３・４・５号線沿道地区において、住商複合地として広域的な活力のある都市活動を支える複合的な土地利用に誘導していくため、懇談会等の開催や関係機関との調整等を進め、用途地域の変更案や地区計画の案を作成し、都市計画決定に向けた取組を進めていくものである。 方向性：今後も都市計画道路沿道の土地所有者を対象に、まちづくり懇談会を開催し意見交換等を行い、意向調査などを踏まえ地区計画等の策定を進めていく。	

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。